

令和 3 年

市議会 3 月定例会議案参考資料

知立市公平委員会の委員の服務の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第 3 号、参考資料)

改正後		改正前	
様式第 1（第 2 条関係） 宣 誓 書	私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することとを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日	様式第 1（第 2 条関係） 宣 誓 書	私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することとを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日
	氏 名	氏 名	印

知立市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第 4 号、参考資料)

改正後		改正前
別記様式（第 2 条関係）		別記様式（第 2 条関係）
宣 誓 書 わたくしは、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。 わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に職務を執行することを誓います。 年 月 日 氏 名		宣 誓 書 わたくしは、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。 わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に職務を執行することを誓います。 年 月 日 氏 名

改正後		改正前
(趣旨)		(趣旨)
第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、 <u>第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関する必要な事項を定めるものとする。</u>	第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに <u>第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関する必要な事項を定めるものとする。</u>	第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに <u>第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関する必要な事項を定めるものとする。</u>
(職員の派遣)		(職員の派遣)
第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。	第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。	第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) <u>公益社団法人知立市シルバーク人材センター</u>		
(5) <u>一般財団法人ちりゅう芸術創造協会</u>		
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 略	(1) 略	(1) 略
(2) 非常勤職員（ <u>地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員を除く。</u> ）	(2) 非常勤職員	(2) 非常勤職員
(3)～(5) 略	(3)～(5) 略	(3)～(5) 略
(派遣職員の給与)		(派遣職員の給与)
第5条 法第6条第2項に規定する場合には、派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。次条から第8条までにおいて同じ。）に対して、その職員派遣の期間中、 <u>給</u>	第5条 法第6条第2項に規定する場合には、派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。次条から第8条までにおいて同じ。）に対して、その職員派遣の期間中、 <u>給</u>	第5条 法第6条第2項に規定する場合には、派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。次条から第8条までにおいて同じ。）に対して、その職員派遣の期間中、 <u>給</u>

改正後	改正前
与（<u>知立市職員の給与に関する条例（昭和45年知立市条例第38号。以下「給与条例」という。）</u>第2条第1項に規定する給与（退職手当を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 （職務に復帰した職員に関する給与条例の特例） 第6条 派遣職員が職務に復帰した場合における<u>給与条例第24条第2項及び第26条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。第8条第1項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。</u> （企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類） 第9条 法第6条第2項に規定する場合には、企業職員又は単純労務職員である派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、<u>給与を支給することができる。</u> （特定法人等） 第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、知立まちづくり株式会社とする。 2 第2条第2項の規定は、法第10条第1項に規定する条例で定める職員について準用する。 （退職派遣者を採用する場合） 第12条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1） 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合 （2） 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができない又は適当でないとき。	料、扶養手当、地域手当、<u>住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</u> （職務に復帰した職員に関する給与条例の特例） 第6条 派遣職員が職務に復帰した場合における<u>知立市職員の給与に関する条例（昭和45年知立市条例第38号。以下「給与条例」という。）</u>第24条第2項及び第26条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。第8条第1項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。 （企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類） 第9条 法第6条第2項に規定する場合には、企業職員又は単純労務職員である派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、<u>給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。</u>

改正後	改正前
<u>ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合</u> <u>イ 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法第10条第1項に規定する取決めに反することとなった場合</u> <u>ウ 退職派遣者が心身の故障のため、特定法人の業務への従事に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合</u> <u>エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合</u> <u>(3) 公務上の必要等のために退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合</u> <u>(退職派遣者を採用しない場合)</u> <u>第13条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続きの他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職していたものとみなしたならば、地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。</u> <u>(退職派遣者に係る取決め)</u> <u>第14条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 退職派遣者の特定法人における福利厚生に関する事項</u> <u>(2) 退職派遣者の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項</u> <u>(採用された職員に関する給与条例の特例)</u> <u>第15条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員（企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。次条から第18条までにおいて同じ。）として採用された場合における給与条例第24条第2項及び第26条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む</u>	

改正後	改正前
む。）を公務とみなす。 <u>（退職派遣者の採用時における処遇）</u> 第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 <u>（採用された職員に関する退職手当条例の特例）</u> 第17条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により採用された後退職した場合における退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び第10条第4項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第10条第4項に規定する通勤による傷病とみなす。 第18条 職員が、法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続き特定法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続き当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員を含む。以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続き同項の規定により職員として採用された者の退職手当条例第10条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。 2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間の計算については、退職手当条例第10条（第5項を除く。）の規定を準用する。	

改正後	改正前
<u>3 職員が法第10条第1項の規定により退職し、引き続き特定法人役職員となつた場合においては、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。</u> <u>(退職派遣者に関する状況の報告)</u> <u>第19条 任命権者は、市長が定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。</u>	

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第 6 号、参考資料)

改正後		改正前
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間における市長の給料月額 額は、知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 45 年知立 市条例第 36 号）第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該 額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。	令和 2 年 12 月 24 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間における市長の給料月 額は、知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 45 年知立 市条例第 36 号）第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該 額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。	

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第7号、参考資料)

改正後	改正前
(期末手当) 第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略 (2) 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額）に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の<u>在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</u> 表 略 2 略 (勤務1時間当たりの報酬の額の算出) 第9条 勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 月額による報酬 報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額 (2) 略 (報酬の減額) 第10条 月額により報酬が定められている会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇（有給のものに限る。）による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、<u>報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した報酬を支給する。</u>	(期末手当) 第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略 (2) 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額）に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の<u>在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</u> 表 略 2 略 (勤務1時間当たりの報酬の額の算出) 第9条 勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 月額による報酬 報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額 (2) 略 (報酬の減額) 第10条 月額により報酬が定められている会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇（有給のものに限る。）による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、<u>前条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額した報酬を支給する。</u>

知立市中心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第8号、参考資料)

改正後	改正前
(支給停止) 第9条 第5条第3項の規定による扶助料の支給決定を受けた者（以下「受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める月分の扶助料の支給を停止する。 (1)～(3) 略 (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別障害者手当及び障害児福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に基づく福祉手当並びに愛知県在宅重度障害者手当支給規則（昭和45年愛知県規則第29号）に基づく愛知県在宅重度障害者手当のいずれかの手当（以下「特別障害者手当等」という。）に係る申請をしたとき 次に掲げる受給権者の区分に応じた期間ア 第2号アに掲げる者 特別障害者手当等に係る申請をした日の属する月の翌月から翌年7月まで イ 第2号イに掲げる者 その年の8月から翌年の7月まで (5) 次条第1項に規定する届出又は同意を行わないことにより市長が当該受給資格者の特別障害者手当等の申請状況及び受給資格状況を確認できないとき 次に掲げる受給権者の区分に応じた期間ア 第2号アに掲げる者 支給申請の日の属する月の翌月から翌年の7月まで イ 第2号イに掲げる者 その年の8月から翌年の7月まで (課税状況並びに特別障害者手当等の申請状況及び受給資格状況の届出等) 第10条 受給権者は、規則で定めるところにより毎年度その市町村民税の課税状況並びに特別障害者手当等の申請状況及び受給資格状況を市長に届け出なければならない。ただし、市長が、あらかじめ受給権者の同意を得た上で、公簿等により当該受給権者の課税状況を	(支給停止) 第9条 第5条第3項の規定による扶助料の支給決定を受けた者（以下「受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める月分の扶助料の支給を停止する。 (1)～(3) 略 第10条 受給権者は、規則で定めるところにより毎年度その市町村民税の課税状況を市長に届け出なければならない。ただし、市長が、あらかじめ受給権者の同意を得た上で、公簿等により当該受給権者の課税状況を確認できる場合は、この限りでない。

改正後	改正前
<u>申請状況及び受給資格状況を</u>確認できる場合は、この限りでない。 2 受給権者は、前項の規定により市長に届け出た課税状況並びに特別障害者手当等の申請状況及び受給資格状況に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。 3 略 4 市長は、前条第4号の規定により扶助料の支給を停止した受給権者のうち、第1項に規定する届出をしたことにより、次の各号に該当することが確認できたものについては、当該各号に応じて扶助料を支給する。 (1) <u>特別障害者手当等に係る申請が却下された者</u> <u>支給申請の日の属する月の翌月分から</u> (2) <u>特別障害者手当等の受給資格を喪失した者</u> <u>当該受給資格を喪失した月の翌月分から</u> 5 市長は、前条第5号の規定により扶助料の支給を停止した受給権者が、第1項に規定する届出又は同意を行った場合であつて前条各号に掲げる支給停止要件に該当しないときは、<u>前条第5号の規定により支給を停止した期間に係る扶助料を支給する。</u> 6 市長は、第2項に規定する届出を行った受給権者が、前条第2号及び第4号に掲げる支給停止要件に該当することとなつたときは、同条に定めるところにより扶助料の支給を停止する。 (施設、学校等への入所者又は就学者に対する特例) 第11条 心身障害者で、次に掲げる施設、学校等への入所、就学等のため市外に居住しているものについては、別に定めるところにより、第8条第2号の規定にかかわらず本市に居住しているものとみなす。 (1)～(5) 略 (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項の規定に基づき障害者支援施設</u>	2 受給権者は、前項の規定により市長に届け出た課税状況に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。 3 略 4 市長は、第2項に規定する届出を行った受給権者が、前条第2号に掲げる支給停止要件に該当することとなつたときは、同条に定めるところにより扶助料の支給を停止する。 (施設、学校等への入所者又は就学者に対する特例) 第11条 心身障害者で、次に掲げる施設、学校等への入所、就学等のため市外に居住しているものについては、別に定めるところにより、第8条第2号の規定にかかわらず本市に居住しているものとみなす。 (1)～(5) 略 (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項の規定に基づき障害者支援施設</u>

知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第 9 号、参考資料)

改正後	改正前
(支給期間及び支払期月) 第 6 条 略 <u>2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の認定の申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内に当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、手当は、受給資格者がその理由により当該申請をすることができなくなった日の属する月の翌月分から支給する。</u> <u>3 略</u>	(支給期間及び支払期月) 第 6 条 略 <u>2 略</u>

知立市中央子育て支援センター条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）

（議案第10号、参考資料）

改正後	改正前
別表（第9条関係） 表 略 <u>備考</u> この表中「(2) 前号に掲げる世帯以外の世帯」に属する児童が多 <u>胎児である場合の当該児童にかかる児童1人当たりの一時保育料は、</u> <u>同表に掲げる額を当該多胎児の数で除して得た額（10円未満切捨て）</u> <u>とする。</u>	別表（第9条関係） 表 略

改正後	改正前
別表第3（第5条関係） 一時保育料 表 略 <u>備考</u> 1 <u>別表第1備考第3項及び第5項の規定は、この表について準用する。</u> 2 この表中「その他の世帯に属する児童」が多胎児である場合の当該児童にかかる1人当たりの保育料は、当該児童の年齢の区分に対応する1人当たりの保育料欄に定める額を当該多胎児の数で除して得た額（10円未満切捨て）とする。	別表第3（第5条関係） 一時保育料 表 略 <u>備考</u> 別表第1備考第3項及び第5項の規定は、この表について準用する。

知立市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第 11 号、参考資料)

改正後	改正前
(保険料) 第 3 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第 1 項第 1 号に掲げる者 22,300円</u> (2) <u>令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者 36,200円</u> (3) <u>令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者 36,200円</u> (4)・(5) 略 (6) 次のいずれかに該当する者 66,900円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ 略 (7) 次のいずれかに該当する者 72,500円 ア <u>合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ 略 (8) 次のいずれかに該当する者 83,700円 ア <u>合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u>	(保険料) 第 3 条 <u>平成30年度から令和 2 年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第 1 項第 1 号に掲げる者 25,100円</u> (2) <u>令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者 39,000円</u> (3) <u>令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者 39,000円</u> (4)・(5) 略 (6) 次のいずれかに該当する者 66,900円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (7) 次のいずれかに該当する者 72,500円 ア <u>合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ 略 (8) 次のいずれかに該当する者 83,700円 ア <u>合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u>

改正後	
イ 略 (9)～(12) 略	
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、 <u>11,100円</u> とする。	
3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料について準用する。この場合において、前項中「 <u>11,100円</u> 」とあるのは、「 <u>22,300円</u> 」と読み替えるものとする。	
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料について準用する。この場合において、第2項中「 <u>11,100円</u> 」とあるのは、「 <u>33,400円</u> 」と読み替えるものとする。	
附 則	
(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)	
第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「 <u>租税特別措置法</u> 」とあるのは、「 <u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額</u> については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、 <u>租税特別措置法</u> 」とする。	
2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。	

改正前	
イ 略 (9)～(12) 略	
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、 <u>13,900円</u> とする。	
3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料について準用する。この場合において、前項中「 <u>13,900円</u> 」とあるのは、「 <u>25,100円</u> 」と読み替えるものとする。	
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料について準用する。この場合において、第2項中「 <u>13,900円</u> 」とあるのは、「 <u>36,200円</u> 」と読み替えるものとする。	
附 則	

改正後	改正前
この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和３年」と読み替えるものとする。 3 第１項の規定は、令和５年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和４年」と読み替えるものとする。	

【 第 1 号被保険者の所得段階別保険料（年額） 】

区分	対象者	負担割合	基準年額
第 1 段階	生活保護を受給している人、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、又は世帯全員が市民税非課税で本人課税年金収入額とその他の合計所得金額※1の合計が 80 万円以下の人	0.40 (0.20)※2	22,300 円 (11,100 円)※2
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の人	0.65 (0.40)※2	36,200 円 (22,300 円)※2
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円超の人	0.65 (0.60)※2	36,200 円 (33,400 円)※2
第 4 段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.80	44,600 円
第 5 段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円超の人	1.00	55,800 円
第 6 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20	66,900 円
第 7 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.30	72,500 円
第 8 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.50	83,700 円
第 9 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の人	1.70	94,800 円
第 10 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	1.80	100,400 円
第 11 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 600 万円以上 1,000 万円未満の人	1.90	106,000 円
第 12 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,000 万円以上の人	2.00	111,600 円

※1: 合計所得金額は、前年の所得の合計で、所得控除を差し引く前の額のこと。ただし、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は適用後の額を用いる。

その他の合計所得は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額のこと。

※2: 公費による保険料の軽減を実施した後の保険料の負担割合及び金額。

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第12号、参考資料)

改正後	改正前
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 略 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。 (1)～(3) 略	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 3 略 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。 (1)～(3) 略

限度額引上げによる影響について

限度額

単位：円

	現状(a)	引上げ後(b)	差(b)-(a)
医療分	610,000	630,000	20,000
後期分	190,000	190,000	0
介護分	160,000	170,000	10,000
合計	960,000	990,000	30,000

限度超過世帯数

	現状(a)	引上げ後(b)	差(b)-(a)
医療分	87	81	△ 6
後期分	201	201	0
介護分	103	87	△ 16

被保険者数	世帯数
11,663	7,640
11,663	7,640
3,557	3,074

調定見込額

単位：円

	現状(a)	引上げ後(b)	差(b)-(a)
医療分	757,753,164	759,455,152	1,701,988
後期分	331,243,781	331,243,781	0
介護分	115,481,550	116,412,319	930,769
合計	1,204,478,495	1,207,111,252	2,632,757

※ 令和2年11月04日現在の被保険者数、課税所得及び税率を用いて試算

令和 3 年 2 月 5 日

知立市長 林 郁 夫 様

知立市国民健康保険運営協議会

会 長 竹 本 有 基



知立市国民健康保険税の改正について（答申）

令和2年6月11日付け知国第57号にて諮問のありましたこのことについて、本協議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

1 令和2年度税制改正に伴う課税限度額の取扱いについて

（審議結果）

令和3年度課税分より、基礎課税額（医療分）にかかる課税限度額を、61万円から63万円に、介護納付金分を16万円から17万円に引き上げることが適当です。

（検討内容）

令和2年3月31日付けで地方税法施行令が改正され、同年4月1日より施行されたことにより、基礎課税額（医療分）にかかる課税限度額が61万円から63万円に、介護納付金分課税額にかかる課税限度額を16万円から17万円に引き上げられました。この改正趣旨は、高所得者層に充分の負担を求めることにより、中間所得者層の負担緩和につながるものとしています。

法令の改正後すみやかに変更の必要があるということから、本市においても、法施行1年が過ぎる令和3年度より改正の必要があるという結論に至りました。

2 国民健康保険税の改正について

（審議結果）

令和3年度の国民健康保険税基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、

介護納付金課税額の所得割率については前年同率、被保険者均等割額、世帯別平等割額は前年同額にそれぞれ据え置くことが適当です。

(検討内容)

平成30年度より国民健康保険の制度改正が行われ、これに伴い、平成29年度の運営協議会で税率等を「概ね3.7%程度を上限として段階的に引き上げることが適当」との審議結果に至りました。

これを踏まえて、当協議会では、課税限度額を引き上げるとしたうえで、令和2年度の税率等に対し、

案1 課税限度額の引き上げ分を含め、3.7%程度引き上げ

案2 課税限度額の引き上げ分を含め、2.5%程度引き上げ

案3 課税限度額のみ引き上げて、その他税率等は据え置き

の3案について、いずれが適当か審議しました。

財政面について、新制度移行後2年間税率等を引き上げたことにより、基金の活用額が少額で済んでいるため、3年度において、不測の事態が生じたとしても基金での対応が可能であると聞いています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、外出の自粛要請や休業要請などが行われ、収入が減少する人が増加しており、併せて失業等により国保加入者も増加している状況です。このような状況で、景気の動向等も不透明の中、被保険者に対して、負担増となる税率等の引き上げは適当ではないという結論に至りました。

3 附帯意見

平成30年度より国民健康保険の制度改正が行われ、3年が経とうとしています。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える最後の砦です。

今後においても逐次検証を行い、被保険者の負担と国保財政のバランスを考慮しつつ、適切な制度運営に努めてください。

知立市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

（議案第13号、参考資料）

改正後（公布の日）	改正前
（支給の範囲） 第4条 略 2 前項の医療に要する費用の額は、<u>診療報酬の算定方法</u>の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。 3 略	（支給の範囲） 第4条 略 2 前項の医療に要する費用の額は、<u>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法</u>の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。 3 略

知立市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和3年4月1日）	改正前（公布の日）
(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号に掲げる要件を備えた者をいう。 (1) 略 (2) <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。</u>	(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号に掲げる要件を備えた者をいう。 (1) 略 (2) <u>出生の日以後15年を経過する日の属する年度の末日までの期間を経過しない者（出生の日以後6年を経過する日の属する年度の末日までの期間を経過した者であって、知立市障害者医療費支給条例（昭和48年知立市条例第37号）又は知立市母子家庭等医療費支給条例（昭和53年知立市条例第35号）により医療費の助成を受けることができるものを除く。）であること。</u>
2 この条例において「高校生等」とは、子どものうち、15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者をいう。 3 略 4 略 (居住地特例) 第2条の2 国民健康保険法第116条の2第1項に規定する病院等（以下この条において「病院等」という。）に入院等（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる者で、<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</u>については、前条第1項の規定にかかわらずこの条例において子どもとする。 2 略 (対象者) 第3条 この条例により、医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、社会保険各法による世帯主、被保険者又は組合員であって、<u>子どもの保護者又は配偶者であるものとする。ただし、高校生等</u>	2 略 3 略 (居住地特例) 第2条の2 国民健康保険法第116条の2第1項に規定する病院等（以下この条において「病院等」という。）に入院等（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる<u>出生の日以後15年を経過する日の属する年度の末日までの期間を経過しない者</u>については、前条第1項の規定にかかわらずこの条例において子どもとする。 2 略 (対象者) 第3条 この条例により、医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、社会保険各法による世帯主、被保険者又は組合員であって、<u>子どもの保護者であるものとする。</u>

改正後（令和3年4月1日）	改正前（公布の日）
<u>が社会保険各法による世帯主、被保険者又は組合員である場合にあっては、当該高校生等を対象者とする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもに係る医療費の支給を受けることができない。 (1) 略 (2) 6歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者であって、知立市障害者医療費支給条例（昭和48年知立市条例第37号）又は知立市母子家庭等医療費支給条例（昭和53年知立市条例第35号）により医療費の助成を受けることができるもの (3) 高校生等であって、知立市精神障害者医療費支給条例（平成13年知立市条例第40号）により医療費の助成を受けることができるもの（同条例第2条第1項第1号の規定に該当するものに限る。） (4) 略 （支給の範囲） 第4条 市長は、子ども（高校生等を除く。）の疾病又は負傷について社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合（附加給付にあっては、当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を子ども医療費（以下「医療費」という。）として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。 2 市長は、高校生等の疾病又は負傷について社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院に係る療養の給付に限る。以下この項において同じ。）が行われた場合（附加給付にあっては当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法に	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としてしない。 (1) 略 (2) 略 （支給の範囲） 第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合（附加給付にあっては、当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を子ども医療費（以下「医療費」という。）として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

改正後（令和３年４月１日）	改正前（公布の日）
よる療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。 <u>3 前２項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</u> <u>4 略</u> （子ども医療費受給者証） 第５条 対象者（前条第１項に規定する医療費の支給を受けようとする者に限る。）は、市長に申請し、規則に定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。 （支給の方法） 第７条 第４条第１項の規定による医療費の支給は、当該医療費を医療機関等に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の支給を行うことができる。 <u>2 第４条第２項の規定による医療費の支給は、当該医療費を対象者に支払うことにより行うこととする。</u> <u>3 第４条第４項の規定による医療費の支給は、当該医療費を徴収金に充当することにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の支給を行うことができる。</u> （損害賠償との調整） 第９条 市長は、対象者が、子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、	2 <u>前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</u> <u>3 略</u> （子ども医療費受給者証） 第５条 対象者は、市長に申請し、規則に定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。 （支給の方法） 第７条 第４条第１項の規定による医療費の支給は、当該医療費を医療機関等に支払うことにより行う。 <u>2 第４条第３項の規定による医療費の支給は、当該医療費を徴収金に充当することにより行う。</u> <u>3 前２項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の支給を行うことができる。</u> （損害賠償との調整） 第９条 市長は、<u>受給者</u>が、子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、

改正後（令和3年4月1日）	改正前（公布の日）
又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。	又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

知立市障害者医療費支給条例の一部改正案新旧対照表（第 1 条関係）

（議案第 1 4 号、参考資料）

改正後	改正前
（支給の範囲） 第 4 条 略 2 前項の医療に要する費用の額は、<u>診療報酬の算定方法</u>の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。	（支給の範囲） 第 4 条 略 2 前項の医療に要する費用の額は、<u>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法</u>の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

知立市母子家庭等医療費支給条例の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後		改正前
(母子家庭等医療費の支給) 第4条 略	(母子家庭等医療費の支給) 第4条 略	(母子家庭等医療費の支給) 第4条 略
2 前項の医療に要する費用の額は、 <u>診療報酬の算定方法</u> の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。	2 前項の医療に要する費用の額は、 <u>健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例</u> により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。	
3・4 略	3・4 略	3・4 略

知立市精神障害者医療費支給条例の一部改正案新旧対照表（第3条関係）

改正後		改正前
(精神障害者医療費の支給) 第4条 略	(精神障害者医療費の支給) 第4条 略	(精神障害者医療費の支給) 第4条 略
2 前項の医療に要する費用の額は、 <u>診療報酬の算定方法</u> の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。	2 前項の医療に要する費用の額は、 <u>健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例</u> により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。	
3・4 略	3・4 略	3・4 略

知立市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第15号、参考資料)

改正後	改正前
(車線の分離等) 第5条 略 2～6 略 7 分離帯に路上施設を設ける場合は、当該中央帯の幅員は、<u>令第42条第1項</u>において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 (自転車道) 第9条 略 2・3 略 4 自転車道に路上施設を設ける場合は、当該自転車道の幅員は、<u>令第42条第1項</u>において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 5 略 (立体交差) 第29条 略 2・3 略 4 連結路については、第4条から第7条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条並びに<u>令第42条第1項</u>において準用する令第12条の規定は、適用しない。 (附帯工事等の特例) 第38条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事にしより必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定(第7条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条を除く。)及び<u>令第42条第1項</u>において準用する令第12条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められる場合は、これらの規定による基準によらないことができる。	(車線の分離等) 第5条 略 2～6 略 7 分離帯に路上施設を設ける場合は、当該中央帯の幅員は、<u>令第41条第1項</u>において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 (自転車道) 第9条 略 2・3 略 4 自転車道に路上施設を設ける場合は、当該自転車道の幅員は、<u>令第41条第1項</u>において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 5 略 (立体交差) 第29条 略 2・3 略 4 連結路については、第4条から第7条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条並びに<u>令第41条第1項</u>において準用する令第12条の規定は、適用しない。 (附帯工事等の特例) 第38条 道路に関する工事にしより必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事にしより必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定(第7条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条を除く。)及び<u>令第41条第1項</u>において準用する令第12条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められる場合は、これらの規定による基準によらないことができる。

改正後	改正前
(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路) 第40条 略	(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路) 第40条 略
2 略	2 略
3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合は、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、<u>令第42条第1項</u>において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。	3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合は、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、<u>令第41条第1項</u>において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。
4 略	4 略
5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第38条まで及び前条第1項並びに<u>令第42条第1項</u>において準用する令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定（自転車歩行者専用道にあつては、第12条を除く。）は、適用しない。 (歩行者専用道路)	5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第38条まで及び前条第1項並びに<u>令第41条第1項</u>において準用する令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定（自転車歩行者専用道にあつては、第12条を除く。）は、適用しない。 (歩行者専用道路)
第41条 略	第41条 略
2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合は、当該歩行者専用道路の幅員は、<u>令第42条第1項</u>において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。	2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合は、当該歩行者専用道路の幅員は、<u>令第41条第1項</u>において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。
3 略	3 略
4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第38条まで及び第39条第1項並びに<u>令第42条第1項</u>において準用する令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。	4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第38条まで及び第39条第1項並びに<u>令第41条第1項</u>において準用する令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

廃止路線

整理番号	路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)	備考
3024	宝町新富線	宝町塩搔	新富1丁目	812.0	10.7～18.0	知立駅周辺土地区画整理事業
3037	新富5号線	新富1丁目	新富1丁目	52.5	4.0～6.2	知立駅周辺土地区画整理事業
2035	東栄1号線	東栄1丁目	東栄1丁目	19.0	3.0～8.2	知立駅付近連続立体交差事業 関連街路事業
合計	3路線			883.5		

認定路線

整理番号	路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)	備考
3024	宝町新富線	宝町塩搔	新富1丁目	778.0	10.7～18.0	知立駅周辺土地区画整理事業
1275	山屋敷町35号線	山屋敷町山屋敷	山屋敷町山屋敷	172.4	6.0～10.6	民間土地開発事業
1276	八橋町111号線	八橋町城下	八橋町城下	199.7	6.0～9.4	民間土地開発事業
合計	3路線			1,150.1		

